



報道発表資料の配信日時 3月25日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	根室振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について(終報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>標津町内で2月8日、19日、24日に回収された死亡野鳥(ハブトガラス)計12羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認(陽性)されたことに伴い、環境省が指定した野鳥監視重点区域(回収地点から半径10kmの区域内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等は確認されなかったため、3月24日(木)24時※に解除されましたのでお知らせします。</p> <p>※ 環境省は複数発生時の野鳥監視重点区域の解除について、最後の感染確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除することとしています。</p> <p>〈道の今後の対応〉</p> <p>(1) 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> <p>(2) 全道すべての家きん飼養農場に対し、2月15日の家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒命令と併せ、雪解け後の鶏舎周辺への石灰散布や、異状が見られた場合の早期通報と防鳥ネットなど野鳥の侵入防止対策の徹底について改めて指導し、発生予防対策の強化を図ります。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。</p> <p>○ 現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、根室振興局	
担当(連絡先)	<p>・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係(担当者:山中) TEL:011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン:011-204-5205</p> <p>・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係(担当者:信本) TEL:011-231-4111(内線27-791)ダイヤルイン:011-204-5441</p>		